

石岡市告示第659号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月11日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件 名	R5国補公下 スtockマネジメント管路施設改築設計業務委託
履行場所	石岡市 国府二丁目 地内外
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（PPI）より閲覧すること。
契約期間	契約日の翌日から150日間
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金5,110,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。 最低制限基本価格 金4,070,000円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱（令和4年石岡市告示第101号）」参照）
入札保証金	免除
契約保証金	要する。（契約金額の1/10以上の額とする。）ただし、利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
発注担当課	都市建設部 下水道課

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
所在地要件	石岡市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。
競争入札参加資格(1)	一般競争入札公告共通編（建設コンサルタント業務等）【事後審査型】（令和5年石岡市告示第365号）（以下、「共通編」という。）による。（1参照）

競争入札参加資格(2)	令和5・6年度石岡市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登載されており、土木関係建設コンサルタントにおいて希望を提出していること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和5年8月3日(木)午後5時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス(PPI)よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和5年7月19日(水)午後5時まで
(2) 質疑方法	共通編による。(3参照)
(3) 質疑提出先	都市建設部 下水道課 電子メール gesuidou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-22-6070 電話番号 0299-23-1111
(4) 回答期間及び回答方法	令和5年7月20日(木)までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	共通編による。(4参照)
(2) 申請期間	令和5年7月12日(水)午前9時から 令和5年7月21日(金)正午まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分)
(3) 入札参加申請時の添付書類	共通編による。(4参照)

6 入札方法等	
(1) 入札方法	共通編による。(5参照)
(2) 入札書の受付期間	令和5年7月24日(月)正午から 令和5年8月2日(水)午後5時まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分)
(3) 紙入札の書類提出先	共通編による。(5参照)
(4) 入札書の受付	共通編による。(5参照)

期間終了までに提出する書類	
(5) その他	共通編による。(5参照)

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和5年8月4日（金）午前10時30分
(2) 入札（開札）場所	石岡市役所 本庁 2階 204会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札（開札）の立会い	共通編による。(6参照) 申請書の提出期限：令和5年8月3日（木）午後3時まで
(4) 入札結果の公表	共通編による。(6参照)

8 落札候補者の決定方法	
(1) 共通編による。(7参照)	

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	共通編による。(8参照)
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書（※押印は不要です。） イ 一般競争入札参加申請資料
(3) 提出方法	共通編による。(8参照)
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）	
共通編による。(9参照)	

11 入札の無効	
共通編による。(12参照)	

12 その他	
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、共通編によるものとする。	
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。	